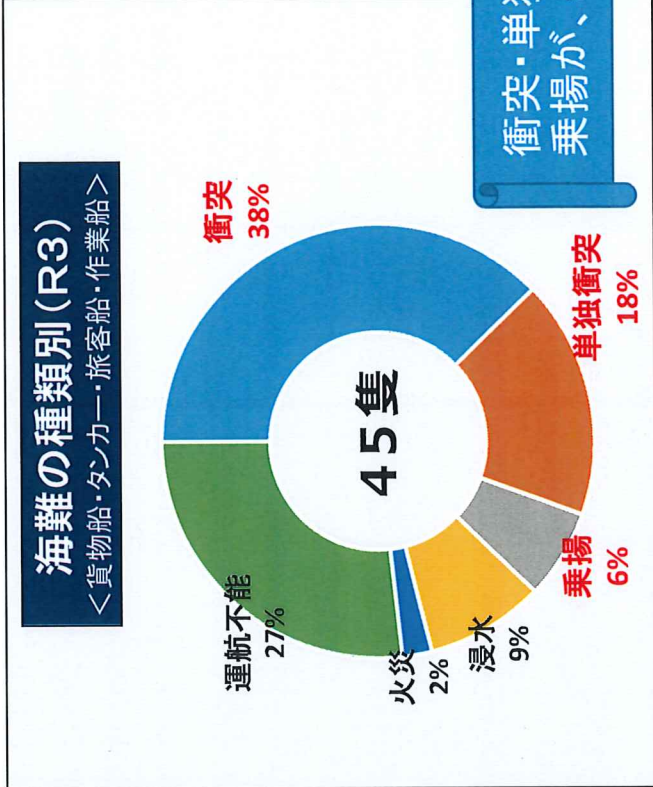
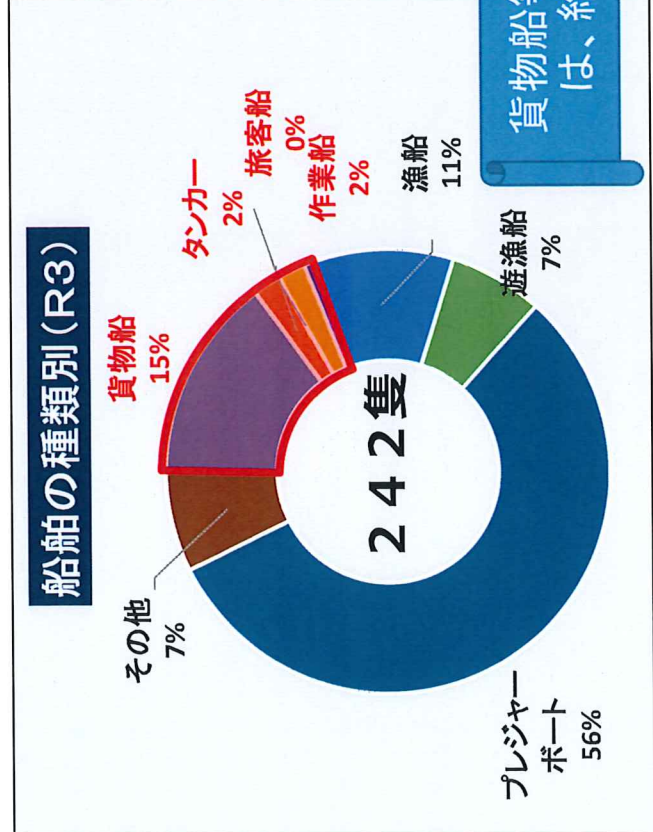
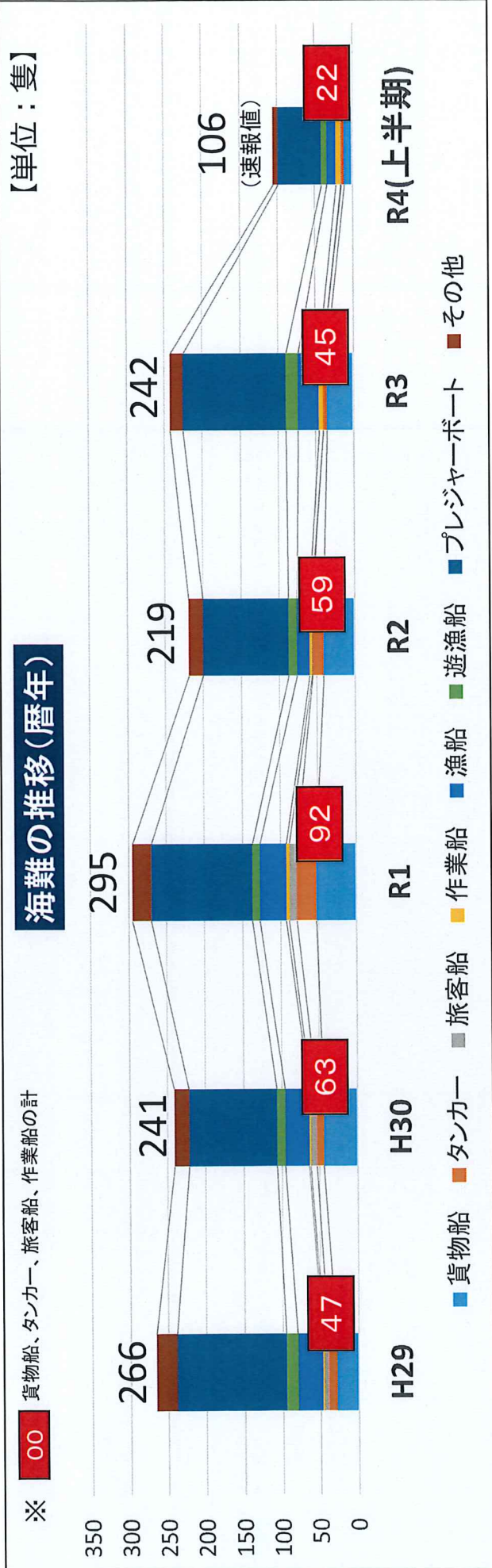


# 連絡事項

---

第三管区海上保安本部  
交通部

# 海難現況(第三管区海上保安本部管内)



⚠ 台風対策は早めの備えが重要です!!

# 台風

2022 6.10(金) ▶ 6.30(木)

海難(ゼロ)への願い

## 海難ゼロキャンペーン

### 台風時における走錨事故防止対策

- ・適切な走錨事故防止対策の徹底
- ・走錨初期の早期検知、早期対応

### 小型船、台船の転覆・漂流への備え

- ・最新の気象・海象情報の入手
- ・係留の強化（増し舳・防舷物の追加）
- ・シートで覆う（海水、雨水の侵入防止）
- ・陸揚げ固縛



詳細はこちら

※「東京湾における走錨事故防止対策海域」  
<https://www.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/soubyo/index.html>

沿岸域情報提供システム 海の安全情報

Maritime Information and Communication System



▶ パソコン用サイト

<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/>



▶ スマートフォン用サイト

<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/sp/index.html>



海の安全運動推進連絡会議

第三管区海上保安本部 (公社)東京湾海難防止協会  
(公財)日本海事センター補助事業

海の安全運動

# 荒天時における 走錨事故防止対策

船長ver



東京湾の走錨事故を防止するため、特に勢力の強い台風の接近時等に**勧告**を発出します！

(台風の来襲により、東京湾において最大風速40m/s以上の暴風が予想される場合、  
台風が到達する2日程度前を目途に湾外避難及び入湾回避の勧告を行います。)

船長の判断により錨泊する船舶は、下記対策を万全に！

## 【台風等接近前の対策】

- 最新の気象情報を入手し、風速・風向、波高、自船の船型・性能（把駐力、主機馬力等）等を踏まえた客観的なリスク評価を行い、避難方法（錨泊、ちちゅう等）を決定
- 錨泊する場合は、気象状況、錨泊場所の地形、水深、底質、周辺環境等に応じて、適切に錨泊方法、錨鎖の伸出量を決定
- AIS非搭載船舶等は、錨泊場所に応じて錨泊位置等を通報（裏面参照）

## 【台風等接近時の対策】

- 国際VHF16chの常時聴守、AIS（自動船舶識別装置）の常時作動、船橋当直の増員配置、BRMの実施等の万全な守錨体制の確保
  - 気象・海象等の変化に応じて前広な避難方法、錨泊方法の変更
  - オペレーター・船舶代理店等から、気象・海象、船舶の動静等、航行安全のために必要な情報の積極的な収集
  - 機器（メインエンジン、スラスタ等）を常に使用できるようにスタンバイ
  - 航海計器の有効活用※2等による、厳重な監視警戒
- ※2 <航海計器の有効活用 一例>  
・ピッチャーコンパスによる方位確認 ・ARPAによる危険予知・AIS、GPS、ECDISによる船位確認

## 【走錨した場合の対策】

- 走錨初期における早期対応※3による、走錨状態の解消
- ※3 <走錨初期における早期対応 一例>  
・機器（メインエンジン、スラスタ等）の使用による船体制御を行う ・速やかな揚錨による、転錨、ちちゅう等への避難方法の変更

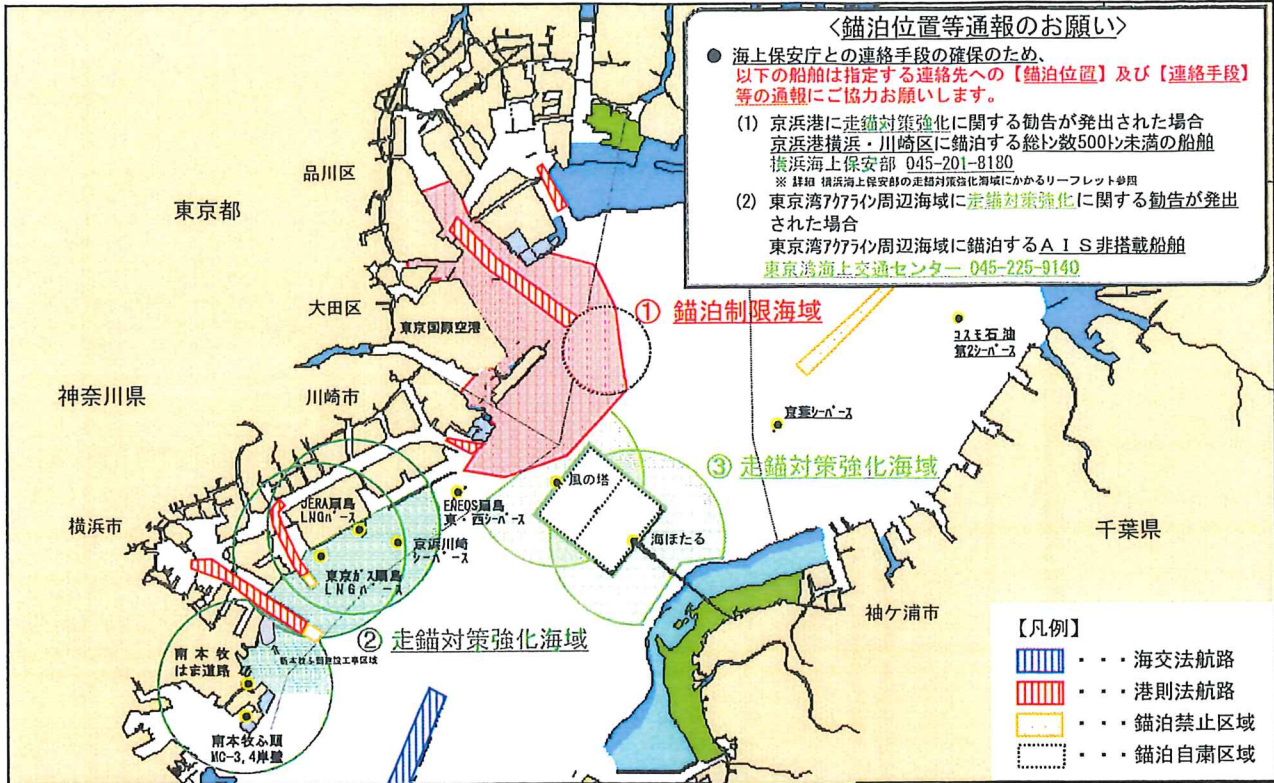
東京湾における走錨事故対策海域 裏面へ



# 東京湾における走錨事故防止対策海域



下図海域においては荒天時に勧告等が発出されますので、実際の勧告内容等に従って下さい。



＜錨泊位置等通報のお願い＞

- 海上保安庁との連絡手段の確保のため、以下の船舶は指定する連絡先への【錨泊位置】及び【連絡手段】等の通報にご協力をお願いします。
- (1) 京浜港に走錨対策強化に関する勧告が発出された場合  
京浜港横浜・川崎区に錨泊する総トン数500t未満の船舶  
横浜海上保安部 045-201-8180  
※ 詳細 横浜海上保安部の走錨対策強化海域にかかるリーフレット参照
- (2) 東京湾アクアライン周辺海域に走錨対策強化に関する勧告が発出された場合  
東京湾アクアライン周辺海域に錨泊するAIS非搭載船舶  
東京湾海上交通センター 045-225-9140

**① 錨泊制限海域 港則法第39条第3項・第4項 ※ 罰則あり**

範囲：[東京国際空港]から2海里の範囲（航路及び一部の海域を除く）  
 基準：台風の接近等により、平均風速20m/s以上が予想される場合  
 概要：【勧告】① 錨泊制限海域において錨泊をしない  
 ② 錨泊制限海域において錨泊している船舶は海域外へ出域 ※適用海域内の航行については制限しない  
 【命令】①、②の勧告に従わない場合は、錨泊制限海域からの退去を命令

**② 走錨対策強化海域（LNGターミナル及び南本牧はま道路周辺海域） 港則法第39条第3項・第4項 ※ 罰則あり**

範囲：「東京ガス・JERA扇島LNGターミナル」及び「南本牧はま道路」から半径2海里の範囲（航路及び一部海域を除く）

- 走錨対策強化勧告  
 基準：強風域が到達すると予想される場合（台風来襲時）、風速20m/s以上が予想される場合（台風来襲時以外）  
 概要：【勧告】① 国際VHF16ch聴守、船橋当直の増員、錨鎖の適切な伸出等の走錨事故防止対策を実施  
 ② 走錨の早期検知及び早期解消に努め、要すれば機関等を起動し施設への衝突を防止  
 ③ 走錨のおそれを認めた場合、走錨初期における転錨、ちちゅう等への移行（段階的かつ多重的に勧告）  
 【命令】①、②の勧告に従わない場合は、遵守されていない勧告内容を命令
- 錨泊自粛勧告（対象：高乾舷の船舶及び積荷積載率10%以下の船舶）  
 基準：強風域が到達すると予想される場合（台風来襲時）、風速20m/s以上が予想される場合（台風来襲時以外）  
 概要：【勧告】① 対象船舶は、走錨対策強化海域において錨泊をしない  
 ② 走錨対策強化海域において錨泊している対象船舶は海域外へ出域  
 ※ 適用海域内の航行については制限しない  
 【命令】①、②の勧告に従わない場合は、走錨対策強化海域からの退去を命令

**③ 走錨対策強化海域（東京湾アクアライン周辺） 海上交通安全法第32条第1項・第2項 ※ 罰則あり**

範囲：海ほたる及び風の塔から半径2海里の海上交通安全法適用海域（錨泊制限海域、東京湾アクアライン東水路を除く）  
 基準：風速20m/s以上が予想される場合  
 概要：【勧告】① 国際VHF16ch聴守、船橋当直の増員、錨鎖の適切な伸出、機関及びスラスターの起動、AISの作動維持等、嚴重な走錨事故防止対策を講じるとともに、走錨の早期検知及び早期解消に努め、東京湾アクアライン関連施設への衝突を防止  
 ② 不測の事態に備え、タグボートの手配ができる連絡体制を確立する  
 【命令】①、②の勧告に従わない場合は、勧告内容を命令

～ 令和3年7月1日「改正海上交通安全法」が施行 ～

# 東京湾を対象とした 勧告・命令制度等が 始まります!!

東京湾



～ 東京湾で新たに始まる制度 ～

- 湾外避難** 特に勢力が強い台風の接近時等、東京湾外への避難等を勧告します。
- 入湾回避** 特に勢力が強い台風の接近時等、東京湾への入湾回避を勧告します。
- 走錨防止対策** 強風が予想される場合、東京湾アクアライン周辺海域へ走錨対策の強化等を勧告します。
- 新たな情報提供等** 強風が予想される場合、一定の海域へ東京湾海上交通センターから情報提供等を行います。



第三管区海上保安本部

## 依頼 錨泊位置等通報のお願い

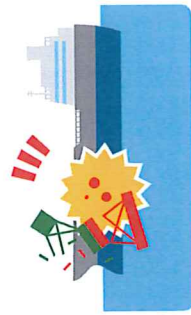
走錨時など緊急時における海上保安庁との連絡手段確保のため、以下の船舶は指定する連絡先への「錨泊位置」及び「連絡手段」等の通報にご協力をお願いします。

- 京浜港に「走錨対策強化」に関する勧告が発出された場合  
京浜港横浜・川崎区に錨泊する総トン数500トン未満の船舶（危険物積載船舶を除く。）
- ▶ 横浜海上保安部 TEL 045-201-8180
- 東京湾アクアライン周辺海域に「走錨対策強化」に関する勧告が発出された場合  
東京湾アクアライン周辺海域に錨泊するAIS非搭載船舶
- ▶ 東京湾海上交通センター TEL 045-225-9140

## 依頼 航路標識への接触事故防止のお願い

荒天時に航路標識への接触事故が多発しています。船舶は航路標識への接触防止に努めるとともに、航路標識に接触した場合は、直ちに最寄りの海上保安部署へ連絡するようお願いいたします。

なお、航路標識法の改正により、令和3年11月1日から、海上保安庁の航路標識を損傷等させた原因者へ対し、必要な工事の施行、又は、当該工事に要する費用負担が義務付けられます。



## 海の安全情報



- 海の安全に関する以下のような情報を掲載しています。
- 気象現況
  - 海上安全情報
  - 気象警報・注意報等
  - ライブカメラ
  - 緊急情報

## 走錨事故防止ポータルサイト



- 走錨事故防止に役立つ以下のような情報を掲載しています。
- 台風進路図、外洋波浪予想図
  - 東京湾等の錨泊船舶の状況図
  - 灯台等で観測した風向・風速等に関する情報
  - 投錨作業と事故防止、台風を錨泊避泊した状況等
  - 走錨事故防止ガイドライン

★注意 本リーフレットは令和3年7月1日時点の情報をもとに作成しています。このため、今後発出される実際の勧告内容と一部異なる可能性があります。荒天時は、実際に発出される勧告の内容に従ってください。

## I 湾外避難・入湾回避等の勧告について

台風等の異常気象が頻発・激甚化する中、東京湾等の船舶がぶくそうする海域において、走錨した船舶による海上施設や他の船舶への衝突事故が複数発生しています。

このため東京湾では、荒天時、港則法に基づく勧告や湾外避難の推奨等による走錨事故防止対策を行ってきましたが、今回、これら対策の実効性をより高めるため、**既存の対策に加えて、新たに海上交通安全法等に基づき、湾内から台風の影響の少ない海域への避難や、湾への入湾回避を促す勧告**を行います。

### ✓ 湾外避難の勧告

**東京湾\*1において最大風速40m/s以上の暴風となるおそれがある場合、東京湾\*1へ台風が到達する2日程度前を目途に発出します。**

#### 高リスク船等\*2

**十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない東京湾\*1外の海域へ避難すること。**

\*船長が自船の損傷状態等を考慮し東京湾\*1外の海域へ安全に避難することが困難と判断した船舶など、対象外となる船舶もあります。

#### 高リスク船等\*2以外の船舶

**東京湾\*1外での避泊等を含む避難海域・方法の選択、避難先の海域に応じた避難の開始等を適切に行うこと。**

\*湾外へ避難させる必要がある船舶に対しては、港外避難と湾外避難の勧告・命令を第三管区海上保安本部が一体的に実施します。  
\*勧告に当たらない船舶へ対しては、「退去」等を命令する場合があります。

### ✓ 入湾回避の勧告

**東京湾\*1において最大風速40m/s以上の暴風となるおそれがある場合、東京湾\*1へ台風が到達する2日程度前を目途に発出します。**

#### 高リスク船等\*2

**勧告発令以降、東京湾\*1への入湾を回避すること。**

\*船長が自船の損傷状態等を考慮し東京湾\*1以外の海域で安全に避難することが困難と判断した船舶、湾内での係留強化等により安全に避泊することが可能な船舶、入湾後十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない東京湾\*1外の海域へ避難することが可能な船舶など、対象外となる船舶もあります。

#### 高リスク船等\*2以外の船舶

**台風の強風域が東京湾\*1に到達する12時間前以降、東京湾\*1への入湾を回避すること。**

\*湾内での係留強化等により安全に避泊することが可能な船舶など、対象外となる船舶もあります。

#### \*1 東京湾

● 千葉県夷崎灯台から神奈川県鎌倉灯台まで引いた線以北の海域

#### \*2 高リスク船等

- 長さ160m以上の自動車運搬船、コンテナ船、ガスタンカー、タンカー
- 長さ200m以上の客船・フェリー、貨物船
- 総トン数5万トン以上の危険物積載船（液化ガス船を除く。）
- 総トン数2万5千トン以上の液化ガス船
- 積荷積載率が10%以下の船舶



### ✓ 走錨対策強化の勧告

**東京湾アクアライン周辺海域\*3において最大風速20m/s以上の強風が予想される場合に発出します。**

#### 東京湾アクアライン周辺海域\*3へ錨泊する船舶

- ① VHF16chの常時聴守、船橋当直の増員配置、錨環の適切な伸出量の確保、機関及びスラストターの起動、AISの作動維持等を行い、厳重な走錨事故防止対策を講じるとともに、走錨の早期検知及び早期解消に努め、東京湾アクアライン関連施設への衝突を防止すること。
- ② 不測の事態に備え、タグボートの手配ができる連絡体制を確立すること。

\*勧告に当たらない船舶へ対しては、「退去」等を命令する場合があります。

#### \*3 東京湾アクアライン周辺海域（走錨対策強化海域）

東京湾アクアライン海ほたる灯、東京湾アクアライン風の塔灯をそれぞれ中心とした半径2海里以内の海上交通安全法適用海域（東京国際空港周辺の錨泊制限海域及び東京湾アクアライン東水路を除く）



## II 海上交通センターによる情報提供等について

荒天時、臨海部における施設等周辺の一定の海域において、船舶の安全な航行や錨泊等の援助を行い、船舶の事故を防止するため、新たに対象海域内の錨泊船舶等へ走錨事故防止に関する情報提供や勧告を行います。

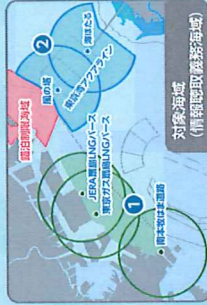
### ✓ 海上交通センターによる情報提供、危険回避措置の勧告制度

**各対象海域\*4において、走錨対策強化の勧告が発出された場合に行います。**

東京湾海上交通センターから、対象海域\*4に錨泊・航行等する対象船舶\*4に対し、走錨のおそれなど事故防止に資する情報を提供し、その情報の聴取を義務化します。  
また、船舶同士の異常な接近等を認めた場合に、当該船舶に対し危険の回避を勧告します。

#### \*4 対象海域及び対象船舶

- LNGバース及び南本坂はま道路周辺海域（右図①）  
総トン数500トン超の船舶
- 東京湾アクアライン海ほたる灯及び東京湾アクアライン風の塔灯から半径2海里以内の海域（錨泊制限海域を除く）（右図②）  
長さ50m以上の船舶



海の安全運動 海難0への願い

マリナーレジャーを  
ご計画のあなた!!

Summer  
Marine Season

海での事故防止のために  
必要な知識・技術を再確認しよう!

船舶の事故「0」を目指して

海浜事故「0」を目指して

- 専門業者による定期的なメンテナンス
- 常時見張りの徹底
- 無理のない航海計画の策定
- 最新の気象・海象情報の入手
- 故障に備え、救助支援者の確保



- 海水浴場内で遊泳する
- 飲酒後の遊泳は厳に慎む
- 立入禁止場所へ侵入しない
- 釣り・スノーケリングする時はライフジャケットの常時着用



夏の事故ゼロキャンペーン 2022 7.16(土) ▶ 8.31(水)

海の安全情報

灯台で観測したリアルタイムな気象情報、航行に支障をきたす流木などの漂流物情報、竜巻目撃情報・突風に関する緊急情報等の情報を掲載しています。



Water Safety Guide

誰もが安全に安心して海で遊べるための知識(利用する乗り物の特性や装備、習得すべき技術、交通ルール等)を掲載しています。



海の安全運動推進連絡会議

第三管区海上保安本部  
(公社)東京湾海難防止協会

(公財)日本海事センター補助事業